

政令第二百七十三号

国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十六条第五号及び第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号を次のように改める。

一 金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）において行われる債券（標準物を含む。以下この条において同じ。）の売買契約に関する権利であつて、当該金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該売買契約を成立させることができるもの

第十条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号

において同じ。)において行われる債券の売買契約に関する権利であつて、前号に掲げる権利と類似のもの

三 金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行われる債券の売買契約に関する権利であつて、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該売買契約を成立させることができるもの

第十二条を次のように改める。

(デリバティブ取引)

第十二条 法第二十六条第八号の政令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げる取引とする。

一 金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引に係るもの

イ 金融商品取引法第二条第二十一項第二号に掲げる取引(同号の約定数値及び現実数値として株式指標又は金利指標の数値を用いるものに限る。)

ロ 金融商品取引法第二条第二十一項第三号(同号イに係る部分に限る。)に掲げる取引(上場投資信託証券等の売買に係るものに限る。)

- ハ 金融商品取引法第二条第二十一項第三号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる取引（イ若しくは
ニに掲げる取引又はイに掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限
る。）
- ニ 金融商品取引法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（金銭債権の利率等に基づくものに限る。）
- ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第五号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる取引
- 二 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引に係るも
の
- イ 金融商品取引法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（同号の約定数値及び現実数値として株式指
標又は金利指標の数値を用いるものに限る。）
- ロ 金融商品取引法第二条第二十二項第三号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる取引（上場投資信
託証券等の売買に係るものに限る。）
- ハ 金融商品取引法第二条第二十二項第三号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる取引（イ又はホに
掲げる取引に係るものに限る。）

二 金融商品取引法第二条第二十二項第四号に掲げる取引（同号の数値として株式指標又は金利指標の数値を用いるものに限る。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（金銭債権の利率等に基づくものに限る。）

ヘ 金融商品取引法第二条第二十二項第六号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる取引

三 金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、第一号に掲げる取引と類似のもの

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 株式指標 有価証券等（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。）のうち株式に係るものの価格又は利率等に基づき算出される数値をいう。

二 金利指標 金銭債権の利率等及びこれに基づき算出される数値をいう。

三 上場投資信託証券等 金融商品取引法第二条第一項第十号又は第十一号に掲げるものうち、金融商品取引所又はこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものに上場されているものをいう。

- 四 金融商品取引所 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。
- 五 金銭債権 金融商品取引法第二十四条第二号に掲げるものをいう。
- 六 利率等 金融商品取引法第二十一条第四号に規定する利率等をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- (罰則の適用に関する経過措置)
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。